### 鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。) 第11条の規定に基づき、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 事業の内容

- 1 本補助金の対象事業(以下、「補助事業」という。)は、都市部の企業人材等の本県でのワーケーション実施を推進するために実施する次に掲げる事業とし、(1)から(3)の全てを実施すること。ただし、(1)については、既に働ける環境が整備されている場合にはこの限りとしない
- (1) ワーケーション拠点施設の整備・運営・情報発信
- (2) 拠点施設利用者誘致のためのワーケーションの体験イベントの開催及び参加者募集のための広報
- (3) 拠点施設を利用するワーケーション実施者と地域の住民や企業との交流を図る事業
- 2 対象事業は次に掲げるすべての条件を満たすことを要するものとする。
- (1)補助事業完了後、5年以上継続して拠点施設の運営を行うこと。
- (2) 宗教活動、政治活動でないこと。
- (3) 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。
- (4)補助対象経費について国又は県の他の助成金等の交付を受けない事業であること。
- (5)補助金交付決定後、当該年度内(3月31日まで)に事業を開始すること。

### 第3 事業実施主体

- 1 本事業の事業実施主体は、民間企業、団体、NPO等(法人格を持たない場合は、規約等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者)とする。
- 2 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は 対象としない。

#### 第4 補助対象経費

- 1 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費のうち次に掲げる経費とする。なお、特定の個人や個別企業に対する給付及びそれに類する経費、用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る経費、視察旅費、食糧費(食事代)等、交付対象として不適当と認められる経費は対象としない。
  - (1)施設整備費(拠点施設整備のための建物の改修(新築は、含まない)、設備の新設・改修、 拠点施設整備と一体的に実施する1件10万円以上の備品購入に要する経費。ただし、補助 事業開始1年目のみ対象とする。)
  - (2) 拠点施設の賃借に要する費用
  - (3)電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約(新たに締結され、又は変更されたものに限る。)に基づき支払う費用
  - (4) 補助事業実施に伴い発生する直接人件費
  - (5) 情報発信にかかる以下の経費のうち必要と認められるもの
    - ア 拠点施設を紹介するパンフレットの作成費
    - イ 講座の開催にかかる講師の謝金及び旅費(補助事業者が主催又は共催のものに限る)
    - ウ 体験イベントにかかる企業のワーケーション担当者招致にかかる経費
    - エ 雑誌等の記事作成にかかるライター等にかかる経費

### 第5 事業の実施手続き

- 1 本事業の実施手続きは次に掲げるとおりとする。
- (1) 事業実施主体は、次の書類を交流人口拡大本部ふるさと人口政策課に事業開始45日前までに提出するものとする。
  - ①鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金 事業計画書(様式第1号)
  - ②鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金 収支予算書(様式第2号)
  - ③鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金 評価項目に対する考え方(様式第3号)
- (2) 事業の採択にあたっては、提出のあった事業計画の中から民間等を含めた審査会における事業の審査に基づき決定する。
- (3)審查方法

審査書類及び必要に応じてヒアリングによる審査会を実施し、助成する事業計画を審査する。

#### (4) 審查基準

審査は次の事項を総合的に判断して行う。

評 価 項 目	内 容
事業の企画力	事業内容が、補助金の目的を踏まえたものとなっているか。事業内容 に魅力があり拠点施設利用者の確保が実現可能か。
事業の連携・協力体制	市町村や関係機関の協力等がとられたものになっているか。
事業計画の実現性	資金調達(自己資金)の確保や実施体制、予算やスケジュールを含む事業 計画について実現可能か。
事業の波及効果	都市部等の企業人材等による本県でのワーケーション推進のための情報発信力が認められるか。地域の地域活性化や経済効果等が認められるか。
事業の継続性	収支計画は実現性のある計画か(拠点施設利用者数、各単価等、活動 スケジュール、人材確保等)

### (5) 結果の連絡

審査結果については、審査を受けた全ての者に文書にて通知する。なお、採択された事業案件は公表することがある。

(6) 採択された場合、補助金の交付を受けようとする者は鳥取県補助金等交付規則(昭和32年 鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第5条に係る様式第1号を作成し、要綱様式第1 号とともに交流人口拡大本部ふるさと人口政策課課長に提出するものとする。

### 附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

# 鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金 事業計画書

### 1 事業実施主体

事業実施主体名 及び代表者名						
所在地						
連	絡先電話番号					
メールアドレス						
Ž	トームページ					
担	担当者職・氏名					
団体の団体の設立年月日		年	月	日		
場合のみ 記載	団体の概況					

2	車業	の実施	日的		<b>効里</b>
_	事来	リナル ボ	日町	•	匆来

※地域に存在するワーケーション資源・魅力や住民ニーズ、地域への効果等を踏まえて記載すること。

### 3 事業の概要

(1)事業の名称										
(2)事業実施期間	年	月	月	~	年	月	日			
(3)事業実施地区										
(4)事業ターゲッ										
トと理由										
(5)事業内容	①ワーケー	ーション	拠点施							
	設の整備・	運営・情	報発信							
	②拠点施記	设利用者	誘致の							
	ためのワー	-ケーシ	ョンの							
	体験イベン	ノトの開	催及び							
	参加者募集	(のため)	の広報							
	③拠点施記	设を利用	するワ							
	ーケーショ	ョン実施	者と地							
	域住民や県	具内企業	人材と							
	の交流を図									
	· ·								むを得ない事	事情
(c) 事类 中长			発圧が困	難である	場合は、その	り埋田を	ご記載するこ	٤.		
(6) 事業実施 スケジュール	年年	月 月								
スクシュール	年	月月								
	年	月								
(7)事業実施体制	'	/1								
(1) 1/2/(2/2/11/10)										
	※ 地域の理	1解を踏っ	まえ 十	分か体制	のもと 取終	目を主体	x的に行い計	·画を実現で	きることがタ	みか
	るように記			>2 . 02 L. U.1.	-> 0 C \ 4\\\!	17	12.4 HI			3 14

(8)事業開始の 実現性	
	│ │※資金調達(自己資金)の確保等、必要な人材の確保、地域の要望等を記載すること。
(9)事業の今後の 継続性	
	※収支計画の概要(経営又は運営安定年までの収入、支出等)、利用者数の確保はどのように図っていくか等自立的運営に向けての計画・展望を記載すること。

### 4 拠点施設利用者誘致計画

(1)誘客目標数	人/年(現在の利用者数 人/年)
(2)誘致計画の 内容	
P 1在	
	※記載する誘致計画は、当該補助金申請にかかるものだけでなく、申請者が独自に行う事業についても記載してください。

### 5 他の補助金の活用の有無

(有・無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先(補助金を所管している部署名や団体 名及び連絡先)を記載してください。

補助金名						
事業内容						
補助金に係る問合せ先						

### 6 仕入額控除の有無

( 有 ・ 無 ) ※仕入控除額の「有」「無」のいずれかに○をしてください。 「無」の場合には、その理由を記載してください。

( 免税事業者であるため ・ その他 ( )

### 7 その他特記事項

※補助事業の内容が施設改修工事で、補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。また、今後、当該建物(設備、備品を含む)に他の補助金を活用した別の整備計画の予定がある場合は、その内容を記載すること。

### 8 添付書類

- (1)事業計画の詳細が把握できる事業費内訳書、図面、見積書、パンフレット、施設等の現況写真等
- (2)事業実施主体の概要が把握できる資料(規約、構成員の所属、氏名、役割等)(別紙参照)
- (3)事業に係る5年間の収支計画書(様式は問わない。)
- (4)補助事業の内容が改修工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容のわかる資料
- (5)補助対象である建物(設備、備品を含む。)に他の補助金を活用した別の設備予定がある場合はその内容がわかる資料

## 鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金 収支予算書

1 収入 (単位:円)

				(1   == 1 1)
区	分	予算額 (又は決算額)	積算	備考
年度	本補助金			
( ヶ月)				
( ゲ月)				
小	計			
年度	本補助金			
( ヶ月)				
( ,) )1)				
小	計			
年度	本補助金			
( ヶ月)				
( ) / / 4 /				
小計				
合	計			

(注) その他収入については内容を具体的(施設利用料収入、体験料収入等)に記載すること。

## 2 支 出(事業費内訳)

(単位・円)

支 出(事業質	對內訳)			(単位:円)
科目		予算額 (又は決算額)	積算	備考
年度				
( ヶ月)				
小	計 T			
年度				
( ヶ月)				
小	<u> </u> 計			
左座				
年度 ( ヶ月)				
( ケ月)				
小				
合	計			

## 鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金 評価項目に対する考え方

(1) 事業 の 企 画 力	事業目的	(本県への都市部等からの新たな人の流れを創出し、継続的に地域と関わり応援する関係人口の拡大を図るという趣旨を踏まえた事業となっているかについて記載してください。)
	施設利用者確保の可能性	(事業内容に魅力があり施設利用者確保の可能性が高いかについて記載してください)
(2) 事業 計 画 の 実現性	実施の確実性	(事業内容を実現できる資金調達(自己資金)の確保や実施体制がとられているかについて記載してください。)
	計画の妥当性	(予算やスケジュールを含む事業計画について、実現可能か十分な検討 が行われているか記載してください。)
(3) 事業 の 波 及 効果	情報発信力	(都市部等の企業人材等による本県でのワーケーション促進のための情報発信力につながる話題性等があるかについて記載してください。)
	地域への波及効果	(本事業が地域に与える影響や効果(地域活性化や経済効果等) について記載してください。)
(4)事業の 制	)連携・協力体	(市町村や関係機関とどのように連携・協力等がとられているかについて記載してください。

## 鳥取県ワーケーション拠点整備事業 事業実施主体の活動状況調

申	青者(団体) の概要	1 任意団体 (常設組織・臨時組織) 2 法人 3 その他( )	設立年月日 (活動開始年月)	年 (	月 年	日 月)			
田	設立目的	○会員数:	人						
体用	組織状況	<ul><li>○云貞数 : 八</li><li>○事務局スタッフ : 人</li><li>○役員の構成 :</li></ul>							
	公活動実績 去2年間)								
助成	52年間の 対実績 ・国事業等)	事業	名	神	前助 金	額			
担	旦 当 者	連絡先	住所 〒 電話 ファクシミリ 電子メール						

<sup>(</sup>注) 規約、役員名簿を作成している団体は添付すること。